第 6709 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和3年 6月 24日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 役員からの借り入れ

Ｑ：会社の資金繰りが苦しいので、社長から資金を借りようと思います。無利息でも問題ありませんか？

Ａ：基本的には問題ありません。

【解説】

会社が、役員に対して金銭を貸し付けた場合は、相当の利息を収受しなければならず、無利息又は非常に低い利率の利息の収受しかないときは、通常収受すべき利息と実際に収受した利息との差額は、その役員に対する給与として課税されます。

しかし逆に、会社が役員から金銭を借り入れる場合は、相当の利息を支払わなければならないということはなく、無利息であっても特に問題はありません。

つまり、役員個人が会社に無利息で金銭を貸し付けたとしても、利息収入について認定課税が行われることはありませんし、会社については、支払利息免除益と支払利息が相殺されることになりますので、課税関係は生じないのです。

したがって、社長から事業資金を無利息で借りたとしても、税務上は問題ありません。ただし、金銭の貸借ですから、当然、返済計画に基づいて実際に返済をしていかなければなりません。金銭消費貸借契約書も作成せず、利息も支払わず、具体的な返済計画もなく、借入金の返済もないようなときは、事実認定により、会社が、役員から借入金相当額の贈与を受けたものとみなされる場合がありますので注意してください。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】